



県章

# 山形県公報

令和5年2月21日（火）

号外（3）

## 目次

### 人事委員会関係

#### 規則

- 山形県人事委員会規則1-1（規則の制定）等の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則4-3（職員の定年等に関する規則）等の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則5-39（給与条例附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料）…………… 15
- 山形県人事委員会規則16-1（人事統計報告）等を廃止する規則…………… 22

#### 訓令

- 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令…………… 同

## 人事委員会関係

### 規則

山形県人事委員会規則1-1（規則の制定）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

#### 山形県人事委員会規則1-1（規則の制定）等の一部を改正する規則

（山形県人事委員会規則1-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則1-1（規則の制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

（山形県人事委員会規則2-1の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則2-1（人事委員会の議事）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

（山形県人事委員会規則2-2の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則2-2（事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-3（職員の定年等に関する規則）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

#### 山形県人事委員会規則4-3（職員の定年等に関する規則）等の一部を改正する規則

（山形県人事委員会規則4-3の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則4-3（職員の定年等に関する規則）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 職員等の定年等に関する規則

第1条中「第4条第5項」を「第4条第5項、第6条、第9条第3項、第12条、第13条第1項及び第14条並びに市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第37号。以下「学校職員定年条例」という。）第8条第3項、第11条及び第12条第1項」に改め、「職員の」を「条例の適用を受ける職員及び学校職員定年条例の適用を受ける学校職員の」に改める。

第2条中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書及び第2項」に、「勤務延長の期限の延長承認申請書（別記様式第1号）」を「次の各号に掲げる承認の区分に応じ、当該各号に定める申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 条例第4条第1項ただし書の規定による承認 異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書（別記様式第1号）

(2) 条例第4条第2項の規定による承認 勤務延長の期限の延長承認申請書（別記様式第2号）

第4条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改める。

第5条の見出し中「辞令書」を「勤務延長に係る辞令書」に改める。

第6条の見出しを「（勤務延長の状況に係る報告）」に改め、同条中「勤務延長の」を「勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の」に改める。

第7条中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書及び第2項並びに第9条第2項」に改め、同条を第16条とし、第6条の次に次の9条を加える。

（管理監督職から除かれる職）

第7条 条例第6条の給与と条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職、病院事業局給与条例の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員が占める職その他の人事委員会規則で定める職は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月山形県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職及び山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月山形県条例第65号。以下「病院事業局給与条例」という。）の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員が占める職とする。

（管理監督職に含まれる職）

第8条 条例第6条の副主幹その他の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職（給与条例第10条第1項に規定する職、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）第5条第1項に規定する職及び病院事業局給与条例第5条第1項に規定する職を除く。）とする。

(1) 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）別表第1行政職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる副主幹及び室長（同項警察本部長の項に掲げるものに限る。）並びに同表研究職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる副主幹

(2) 給与条例第4条第1項第6号ロに規定する医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち職務の級6級にあるものが占める職

(3) 警視又は警部の階級にある警察官

（降任等に係る辞令書の交付）

第9条 任命権者は、条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をする場合は、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付しなければならない。

（異動期間の延長）

第10条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定による承認を受けようとする場合は、異動期間延長承認申請書（別記様式第5号）を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には次条の書面の写しを添付しなければならない。

第11条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

（異動期間の延長に係る辞令書の交付）

第12条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付しなければならない。

(1) 異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。次号及び次条において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。次号において同じ。）の延長を行う場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

2 任命権者は、前項の辞令書において期限を明示しなければならない。

（異動期間の延長の状況に係る報告）

第13条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を異動期間延長状況報告書（別記様式第6号）により人事委員会に報告しなければならない。

（定年前再任用）

第14条 条例第12条及び第13条第1項並びに学校職員定年条例第11条及び第12条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条若しくは第13条第1項又は学校職員定年条例第11条若しくは第12条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第15条 条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める地方公共団体の組合は、置賜広域病院企業団とする。

別記様式第3号を削る。

別記様式第2号中「職員の定年等に関する規則」を「職員等の定年等に関する規則」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第1号中「職員の定年等に関する条例」を「山形県職員の定年等に関する条例」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号

	第 号	
	年 月 日	
山形県人事委員会委員長 殿	任命権者名	
異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書		
山形県職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認について下記のとおり申請します。		
記		
勤務延長の予定者氏名	生 年 月 日	
所 属	職 名	
	給 料 表 級 号 給	
定 年 年 齢	定 年 退 職 日	
管 理 監 督 職 勤 務 上 限 年 齢	第9条の規定による 延長前の異動期間 の 末 日	
現に従事している 職 務 内 容		
勤務延長の事由及び 申 請 の 理 由		
勤務延長の期限		
その他参考事項		

添付書類 同意書の写し、履歴書

別記様式第4号中「職員の定年等に関する規則」を「職員等の定年等に関する規則」に改め、同様式の次に次

の2様式を加える。

様式第5号

	第 号	
	年 月 日	
山形県人事委員会委員長 殿	任命権者名	
異動期間の延長承認申請書		
山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により、異動期間の延長の承認について下記のとおり申請します。		
記		
延長予定者氏名	生 年 月 日	
所 属	職 名	
管 理 監 督 職 勤 務 上 限 年 齢	給 料 表 級 号 給	
延 長 前 の 異 動 期 間 の 末 日	延 長 後 の 異 動 期 間 の 末 日	
現に従事している 職 務 内 容		
既に延長された異動 期 間 の 延 長 の 根 拠 条 項		
既に延長された異動 期 間 の 延 長 の 事 由 及 び 申 請 の 理 由		
異 動 期 間 延 長 の 根 拠 条 項		
異動期間延長の事由 及 び 申 請 の 理 由		
そ の 他 参 考 事 項		

添付書類 同意書の写し、履歴書

様式第6号

	第 号	
	年 月 日	
山形県人事委員会委員長 殿	任命権者名	
異動期間の延長状況報告書		
職員等の定年等に関する規則第13条の規定により、異動期間の延長の状況を下記のとおり報告します。		
記		
氏 名		
生 年 月 日		
所 属		

職名			
管理監督職 勤務上限年齢			
延長した異動 期間の末日			
異動期間延長 の根拠条項			
その他参考事項			

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第61条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 条例第5条第5項

第61条の2第2号中「、第4項若しくは第5項」を「若しくは第4項」に、「、育児休業条例第21条」を「又は育児休業条例第21条」に改め、「、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号。次号において「平成22年改正条例」という。）附則第6項（同条例附則第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第5項又は育児休業条例附則第2項（育児休業条例附則第3項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第18項」を削り、同条第3号中「若しくは第6条第2項」を「又は第6条第2項」に改め、「、平成22年改正条例附則第8項の規定により読み替えられた平成22年改正条例附則第5項又は育児休業条例附則第4項の規定により読み替えられた条例附則第18項」を削る。

第62条第2項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第62条に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第2項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）

(2) 育児短時間勤務職員等 育児休業条例第17条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児算出率」という。）

(3) 任期付短時間勤務職員 育児休業条例第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時

間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付算出率」という。)

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第9の2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第9の3に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第62条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第62条の2 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第63条を次のように改める。

第63条 第62条第1項の職は任命権者が指定するものとする。

第65条の2第1項及び第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第72条の2第1項第1号中「管理職員(」を「次号に掲げる職員以外の管理職員(」に、「管理職員の」を「当該管理職員の」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 人事委員会が定める額

第72条の3第1項中「管理職員の占める職に係る別表第10に掲げる支給区分」を「者の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第10に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 特1種 6,000円

ロ 1種 5,000円

ハ 2種及び3種(ニに掲げるものを除く。) 4,000円

ニ 3種(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が4級である職員の占める職に係るものに限る。)、特4種及び4種(ホに掲げるものを除く。) 3,000円

ホ 4種(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級である職員の占める職に係るものに限る。)、5種及び6種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 人事委員会が定める額

第72条の4、第73条第1項第1号及び第76条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第78条第5項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「6月に支給する場合には100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」、12月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)を「100分の115」に改める。

第85条の3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第93条の9第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第28条の2第1項」を削り、「(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(以下この項において「採用」という。)に係る任期が満了した日を含む。)の翌日に採用」を「の翌日に同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用(以下この号において「採用」という。)」に改める。

第94条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第96条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第100条の2第2項中「この条」を「この条及び附則第7項」に改め、同条第7項中「及び第3項」を「並びに同条第3項及び附則第8項」に改める。

第101条の7中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第102条第5項及び第104条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第120条第3項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附則中第2項から第12項までを削り、第13項を第2項とし、附則に次の6項及び附則別表を加える。

（条例附則第3項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額の端数計算）

3 育児休業条例附則第2項（育児休業条例附則第3項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第3項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（条例附則第3項の規定の適用を受ける職員の給与）

4 条例附則第3項の規定を受ける職員についてのこの規則の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第4項	応じた額	応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）
第62条第4項第1号	掲げる額	掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）
第65条の2第1項、第72条の2第1項第1号及び第72条の3第1項第1号	定める額	定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）
第101条の7第1項	当該各号に掲げる額	当該各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）
第110条	別表第17	附則別表

5 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、第100条第3項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

6 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員のうち、第100条第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

7 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第13条の3第2項に規定する異動等の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第100条の2第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

8 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員のうち、第100条の2第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項並びに同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附則別表

初任給調整手当定額表

職員の区分 期間の区分	第106条第2項の職を占める職員	第106条第3項の職を占める職員
	円	円
1 年 未 満	35,600	21,000
1年以上 2年未満	35,600	19,600
2年以上 3年未満	35,600	18,200
3年以上 4年未満	35,600	16,800
4年以上 5年未満	35,600	15,400
5年以上 6年未満	35,600	14,000
6年以上 7年未満	34,300	12,600
7年以上 8年未満	33,000	11,200
8年以上 9年未満	31,800	9,800
9年以上 10年未満	30,500	8,400
10年以上 11年未満	29,300	7,000
11年以上 12年未満	28,000	5,600
12年以上 13年未満	26,700	4,200
13年以上 14年未満	25,500	2,800
14年以上 15年未満	24,500	1,400
15年以上 16年未満	23,500	
16年以上 17年未満	22,500	
17年以上 18年未満	21,600	
18年以上 19年未満	20,600	
19年以上 20年未満	19,600	
20年以上 21年未満	18,600	
21年以上 22年未満	18,200	
22年以上 23年未満	17,800	
23年以上 24年未満	17,100	
24年以上 25年未満	16,700	
25年以上 26年未満	16,200	
26年以上 27年未満	15,800	
27年以上 28年未満	15,400	
28年以上 29年未満	14,800	
29年以上 30年未満	14,600	
30年以上 31年未満	14,400	
31年以上 32年未満	13,900	
32年以上 33年未満	13,300	
33年以上 34年未満	12,700	
34年以上 35年未満	12,200	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第108条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

別表第9の2の次に次の1表を加える。

別表第9の3

調 整 基 本 額 表

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,800円



2	級	6,600円
3	級	7,800円
4	級	8,400円
5	級	8,900円
6	級	9,600円
7	級	10,900円
8	級	11,900円
9	級	13,500円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額	
1	級	7,400円
2	級	7,800円
3	級	7,900円
4	級	8,800円
5	級	9,300円
6	級	9,800円
7	級	10,500円
8	級	11,600円
9	級	12,500円

ハ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額	
1	級	6,800円
2	級	7,700円
3	級	8,600円
4	級	9,800円
5	級	10,700円

ニ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額	
1	級	7,200円
2	級	8,400円
3	級	10,100円（教育職給料表(1)の備考第2号に定める職員にあつては、10,400円）
4	級	12,700円

ホ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額	
1	級	6,900円
2	級	8,300円
特 2 級		9,100円
3	級	9,900円（教育職給料表(2)の備考第2号に定める職員にあつては、10,200円）
4	級	12,400円

ヘ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額	
1	級	6,700円

2 級	7,900円
3 級	8,700円
4 級	10,000円
5 級	11,800円

ト 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

チ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,600円
3 級	7,500円
4 級	7,900円
5 級	8,600円
6 級	9,900円
7 級	11,200円

リ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,800円
3 級	8,000円
4 級	8,400円
5 級	8,900円
6 級	10,000円

別表第15の2イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

同表再任用職員の項中 「再任用職員」 を 「定年前再任用短時間勤務職員」 に改める。

別表第15の2ロの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

同表再任用職員の項中 「再任用職員」 を 「定年前再任用短時間勤務職員」 に改める。

別記様式第9号記入上の注意第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(山形県人事委員会規則5-2の一部改正)

第3条 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第12条第6項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める

もの」を削る。

（山形県人事委員会規則5-5の一部改正）

第4条 山形県人事委員会規則5-5（教育職員の給与等の特例に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（山形県人事委員会規則6-1の一部改正）

第5条 山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

（山形県人事委員会規則6-2の一部改正）

第6条 山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の注書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（山形県人事委員会規則6-3の一部改正）

第7条 山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号及び同条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号及び同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条の2第1項第1号及び第2号並びに第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山形県人事委員会規則7-5の一部改正）

第8条 山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（山形県人事委員会規則13-5の一部改正）

第9条 山形県人事委員会規則13-5（職員からの苦情相談に関する規則）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4から第28条の6までの規定に基づく」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による」に改める。

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第10条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（令和4年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「へき地手当の月額（）」とあるのは「給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を算出の基礎として、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第101条第2項の規定により算出した額（）」と、「改正前の規則に基づくへき地手当の月額」とあるのは「給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を算出の基礎として、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第101条第2項の規定により算出した額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（山形県人事委員会規則4-3の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条による改正後の山形県人事委員会規則4-3（職員の定年等に関する規則）第2条から第6条までの規定は、山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号。以下「改正条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

2 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が、基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例第1条の規定による改正前の山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号。次項及び附則第5条第2項において「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正条例第1条の規定による改正後の山形県職員の定年等に関する条例（附則第4条第1項において「新定年条例」という。）第3条本文に規定する定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以降に新たに設置された職

(2) 基準日以降に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

第3条 改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項、第19条第1項若しくは第2項、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第4条 改正条例附則第7条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第7条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第7条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等をいう。以下この条から附則第7条までにおいて同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条、附則第7条及び第8条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下この条において「給与条例」という。）第5条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第2条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下この条におい

- て「新規則5-1」という。)第62条第4項の規定を適用する。
- 2 給与条例第9条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和3年改正法附則第4条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項、第6条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則5-1第62条及び第62条の2並びに前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新規則5-1第62条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員(施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法(第6項第1号及び附則第12条第2項において「旧地方公務員法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。)であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になつたとした場合に改正条例第9条の規定による改正前の給与条例(以下この条において「旧給与条例」という。)、第2条の規定による改正前の山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)(以下この条において「旧規則5-1」という。)等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則5-1第62条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなつた場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合)に、旧給与条例、旧規則5-1等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則5-1第62条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
- ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧給与条例、旧規則5-1等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)
- 4 暫定再任用職員に支給する管理職手当及び管理職員特別勤務手当の額は、人事委員会が定める額とする。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則5-1第78条第5項の規定を適用する。
- 6 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与条例第12条の6第1項第1号又は第3号に掲げる職員であつて、新規則5-1第93条の9第1号に規定する常例にあるものは、給与条例第12条の6第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第5条第1項、第6条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。))又は第7条第1項の規定による採用(旧地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した日(旧地方公務員法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第28条の4第1項、

第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び第8項において同じ。)、第5条第3項、第6条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び第8項において同じ。)又は第7条第3項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- 7 前項第1号又は第2号に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)(この項において「規則5-1」という。)第117条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが規則5-1第118条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与条例第12条の7第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- 8 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対する新規則5-1第93条の9第1号及び第120条第3項第1号の規定の適用については、これらの規定中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。
- 9 施行日前に、旧規則5-1第120条第3項第1号に該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 10 暫定再任用職員に支給される義務教育等教員特別手当の月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規則5-1第101条の7に規定する別表第15の2の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則5-1第62条第3項及び第4項、第72条の4、第73条第1項、第76条、第101条の7、第102条第5項及び第104条第1項の規定を適用する。
- 12 当分の間、別記様式第9号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員」とする。
- 13 単身赴任届の様式については、当分の間、新規則5-1別記様式第9号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

第6条 改正条例附則第16条第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次条において「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第7条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例附則第16条第4項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 改正条例附則第16条第3項(前条の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた改正条例附則第16条第2項

(山形県人事委員会規則5-2の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)第12条第6項第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、同号の規定を適用する。

（山形県人事委員会規則6-1の一部改正に伴う経過措置）

第9条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次条及び附則第11条において同じ。）（学校職員（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第2条に規定する学校職員をいう。）を除く。附則第11条において同じ。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第5条の規定による改正後の山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）（以下この条において「新規則6-1」という。）第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、新規則6-1の規定を適用する。

（山形県人事委員会規則6-2の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）（以下この条において「新規則6-2」という。）別表第1の2の注書に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則6-2別表第1の2の規定を適用する。

（山形県人事委員会規則6-3の一部改正に伴う経過措置）

第11条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第7条の規定による改正後の山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）（以下この条において「新規則6-3」という。）第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則6-3第3条第1項第1号及び第2号、第2項第1号及び第2号、第3項、第5項第2号並びに第6項第2号、第3条の2第1項及び第2項並びに第7条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則6-3第3条第2項第2号、第3項及び第6項第2号の規定を適用する。

（山形県人事委員会規則7-5の一部改正に伴う経過措置）

第12条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第8条の規定による改正後の山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）（次項において「新規則7-5」という。）第23条第2号の規定を適用する。

2 この規則の施行前に、旧地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則7-5第23条の規定の適用については、なお従前の例による。

（山形県人事委員会規則13-5の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は第9条の規定による改正後の山形県人事委員会規則13-5（職員からの苦情相談に関する規則）（以下この条において「新規則13-5」という。）第2条第2号に規定する法第22条の4第1項の規定による採用と、令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の規定による採用は新規則13-5第2条第2号に規定する法第22条の5第1項の規定による採用とみなして、新規則13-5の規定を適用する。

山形県人事委員会規則5-39（給与条例附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料）をここに公布する。

令和5年2月21日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-39（給与条例附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料）

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 給与条例第4条に掲げる給料表の適用を受ける者をいう。

(2) 管理監督職 山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号。以下「定年条例」という。）

第6条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第37号。以下「市町村立学校職員定年条例」という。）第5条に規定する管理監督職をいう。

- (3) 異動期間 定年条例第9条第1項又は市町村立学校職員定年条例第8条第1項に規定する異動期間（定年条例第9条又は市町村立学校職員定年条例第8条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (4) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第5項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項若しくは第2項又は市町村立学校職員定年条例第8条第1項若しくは第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（定年条例第9条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員定年条例第8条第3項若しくは第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (5) 特定日 給与条例附則第3項に規定する特定日をいう。
- (6) 降格 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）第7条第2号に規定する降格のうち、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (7) 初任給基準異動 給与条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない規則5-1別表第6に定める初任給基準表（第7条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (8) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (9) 上限額 給与条例第5条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下この号において「育児休業条例」という。）第17条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号。以下この号において「職員勤務時間条例」という。）第2条第1項又は育児休業条例第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下この号において「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下この号において「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第3項の規定による通知）

第3条 任命権者は、給与条例附則第3項又は第4項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

（給与条例附則第5項及び第7項の人事委員会規則で定める職員等）

第4条 給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
    - イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員
    - ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
    - ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
    - ニ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
  - (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
- 2 給与条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。



- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員
- イ 給与条例附則第7項に規定する任命をされた日（以下この条及び第11条において「任命日」という。）後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員
  - ロ 任命日から特定日までの間に降格をした職員
  - ハ 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - ニ 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

- (2) 俸給月額の設定をする法令の制定により、任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表の俸給月額が改定された職員又は任命日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第5条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月

額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。  
（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第9項の規定による給料の支給）

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条又は市町村立学校職員定年条例第8条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第7条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前

日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第10項の規定による給料の支給)

第8条 降任等相当給料表異動(地方公務員法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第9条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした

場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第10項の規定による給料の支給）

第10条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当す

る額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
  - 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。
    - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に規則5-1第7条第1号に規定する昇格をした職員
    - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
    - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
    - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
    - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員  
（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第10項の規定による給料の支給）
- 第11条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。
- (1) 任命日以後に給料表異動等をした職員
  - (2) 任命日から特定日までの間に降格をした職員
  - (3) 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - (4) 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
  - (5) 俸給月額の改定をする法令の制定により、任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表の俸給月額が改定された職員又は任命日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員  
（人事交流等職員に対する給与条例附則第10項の規定による給料の支給）
- 第12条 規則5-1第22条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第3項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第12条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合に

おける同項の規定の適用については、同項中「第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第12条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。
- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き規則5-1第22条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
  - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
  - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
  - (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- （この規則により難い場合の措置）

第13条 給与条例附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第3項から第5項まで、第7項、第9項及び第10項並びにこの規則の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則16-1（人事統計報告）等を廃止する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

#### 山形県人事委員会規則16-1（人事統計報告）等を廃止する規則

山形県人事委員会規則16-1（人事統計報告）及び山形県人事委員会規則16-2（人事異動報告）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会関係

### 訓 令

#### 山形県人事委員会訓令第1号

事務局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月21日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

#### 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正す

る。

別表事務局長専決事項の欄第33項中「第18条第1項」を「第18条」に改め、同欄中第34項を削り、第35項を第34項とし、第36項を第35項とし、第37項を第36項とする。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年2月21日印刷  
令和5年2月21日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県